

南相馬市かしま市民活動交流センター条例及び同条例施行規則制定 並びに指定管理者制度導入についての概要

1. 経過

南相馬市まごころセンターは、築43年経過し老朽化が著しく耐震基準を満たしていないこと、また、東日本大震災後、施設周辺に仮設住宅を含む新たな住宅の建設によって新規居住者が増大しており、コミュニティサロンなど、交流の場として利用者のニーズに応じた使い易い安全な施設が必要なことから改築された。しかし、南相馬市まごころセンターの名称について、まごころセンター運営委員会にて、今回の改築を契機に新施設の名称について内容を的確に表現する名称の方がいいのではということ、検討した結果、「南相馬市かしま市民活動交流センター」という名称になった。

また、27年4月からは南相馬市指定管理者制度導入計画に基づき、制度を導入する予定であり、当該制度導入に必要な条文を設け、新たに条例等を制定するものである。

2. まごころセンターからの変更となった点

まごころセンターはボランティア地域支援センターとして、様々な分野におけるボランティア活動及びコミュニティ社会構築のためにに関する事業を行ってきたが、かしま市民活動交流センターは、市民活動及び自主的団体活動の支援に関することを中心に市民の交流・活動の場として施設を提供する。

【実施事業の比較】

かしま市民活動交流センター	まごころセンター
(1) 市民活動及び自主的団体活動の支援に関すること。 (2) 住民相互の交流・活動の場として施設の提供に関すること。 (3) 交流事業に関すること。 (4) 情報の収集と提供に関すること。 (5) 相談事業に関すること。 (6) 講座や研修会に関すること。 (7) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。	(1) ボランティア活動支援及び企画に関すること。 (2) 高齢福祉活動に関すること。 (3) 子育て支援に関すること。 (4) 地域活動及び自主的団体の支援に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、協働のまちづくりに関すること。

3. 施設の供用開始

平成26年10月1日(予定)

4．南相馬市かしま市民活動交流センター施設について

大ホール、中会議室 1、中会議室 2、小会議室、相談室、和室、サロンを完備しております。平面図等は別紙参照

5．利用料金、減免について

南相馬かしま市民活動交流センターの料金を下記のとおり定める。

施設の名称(新施設の面積)	1時間当たりの料金(現行)	1時間当たりの料金(改正後)
大会議室 大ホール(175.22 m ²)	400円	600円
講習室 中会議室 1 (38.83 m ²)	200円	300円
中会議室 2 (33.7 m ²)		300円
中会議室 1・2 合わせて 使用する場合		500円
和室 (50.33 m ²)	200円	300円
小会議室 (23.41 m ²)	200円	300円
相談室 (14.61 m ²)	200円	300円

現行の施設では使用料のほかに別途冷暖房費 1 時間 50 円を徴収していた。改正後は別途徴収しない。

減免については下記のとおり定める。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が主催し、又は共催して行う事業及び公共的団体が公共的事業に使用するとき 全額
- (2) 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の長が、園児、児童又は生徒等を対象に使用するとき 全額
- (3) 市又は指定管理者が後援する事業に利用するとき 5割
- (4) 公益団体が営利を目的としないで利用するとき 5割
- (5) その他指定管理者が特に必要と認めるとき 指定管理者が市長と協議の上定める額

6．指定管理のスケジュールについて

平成 27 年 4 月から指定管理制度を導入する。

平成 26 年 10 月 指定管理者の公募(市のHPに掲載)

平成 26 年 11 月 候補者選定

平成 26 年 12 月 指定管理者指定

平成 27 年 1 月 指定管理者決定(市のHPに掲載)

平成 27 年 4 月 指定管理者管理開始